

**平成26年度
ふるさと思いやり基金
事業報告書**



(そば畑)

北海道新得町

平成26年度 ふるさと思いやり基金事業報告

みなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当町の町づくりに格別のご理解、ご支援を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年度から新たに取り組みをいたしました「ふるさと思いやり寄付」制度による基金への寄付につきましては、多くの皆様からふるさと新得町を思われるお気持ちと、たくさんのご寄付をいただき、これまでの総額は69,722,500円に達しました。(平成27年3月末現在)

これもひとえに各位の本制度へのご理解、ご賛同をいただいた賜物と、改めて感謝を申し上げます。

お寄せいただきました浄財につきましては、その目的を達成すべく有効に活用させていただきたいと考えておりますので、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、以下に平成26年度の寄付の状況と平成27年度の事業予定を報告させていただきます。

平成27年3月

新得町長 浜田 正利

1. 寄付の状況

平成26年度「ふるさと思いやり基金」への寄付は、延べ3,938件総額57,353,500円となりました。

政策メニュー別では、「森林、水資源等環境保全に係る事業」に1,669件23,446,000円、「街並みの美化、景観形成等に係る事業」に259件3,555,000円、「指定なし」が2,010件30,352,500円となっております。

(1) 年度別寄付金額

(単位：件数＝件、金額＝円)

年 度	森林、水資源等 環境保全に係る 事業		街並みの美化、 景観形成等に係 る事業		事業指定なし		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 19 年度	2	80,000	5	1,222,000	8	5,710,000	15	7,012,000
平成 20 年度	5	123,000	0	0	8	2,150,000	13	2,273,000
平成 21 年度	3	340,000	0	0	12	530,000	15	870,000
平成 22 年度	6	360,000	2	33,000	5	175,000	13	568,000
平成 23 年度	4	200,000	2	130,000	8	225,000	14	555,000
平成 24 年度	4	330,000	3	110,000	8	206,000	15	646,000
平成 25 年度	4	170,000	2	60,000	8	215,000	14	445,000
平成 26 年度	1,669	23,446,000	259	3,555,000	2,010	30,352,500	3,938	57,353,500
合 計	1,697	25,049,000	273	5,110,000	2,067	39,563,500	4,037	69,722,500

(2) 事業の指定がない寄付金について、町長が事業を指定したもの

(単位：件数＝件、金額＝円)

年 度	事業指定なし		森林、水資源等環境保 全に係る事業に指定		街並みの美化、景観形 成等に係る事業に指定		備 考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成 19 年度	8	5,710,000	0	0	8	5,710,000	2件用途分割
平成 20 年度	8	2,150,000	1	1,000,000	8	1,150,000	1件用途分割
平成 21 年度	12	530,000	1	100,000	11	430,000	
平成 22 年度	5	175,000	0	0	5	175,000	
平成 23 年度	8	225,000	8	225,000	0	0	
平成 24 年度	8	206,000	0	0	8	206,000	
平成 25 年度	8	215,000	8	215,000	0	0	
平成 26 年度	2,010	30,352,500	1,007	15,193,500	1,003	15,159,000	
合 計	2,067	39,563,500	1,025	16,733,500	1,043	22,830,000	3件用途分割

(3) ふるさと思いやり基金の状況

(円)

年 度	寄付額	充当の状況						基金利子	基金の 年度末残高
		森林、水資源等環境保全に係る事業			街並みの美化、景観形成等に係る事業				
		寄付額	取崩額	残 額	寄付額	取崩額	残 額		
平成19年度	7,012,000	80,000	0	80,000	6,932,000	0	6,932,000	0	7,012,000
平成20年度	2,273,000	1,123,000	0	1,203,000	1,150,000	1,232,000	6,850,000	30,000	8,083,000
平成21年度	870,000	440,000	0	1,643,000	430,000	1,000,000	6,280,000	31,000	7,984,000
平成22年度	568,000	360,000	0	2,003,000	208,000	500,000	5,988,000	17,000	8,069,000
平成23年度	555,000	425,000	0	2,428,000	130,000	500,000	5,618,000	11,000	8,135,000
平成24年度	646,000	330,000	0	2,758,000	316,000	500,000	5,434,000	9,000	8,290,000
平成25年度	445,000	385,000	0	3,143,000	60,000	500,000	4,994,000	10,000	8,245,000
平成26年度	57,353,500	38,639,500	0	41,782,500	18,714,000	500,000	23,208,000	10,000	65,108,500
合 計	69,722,500	41,782,500	0		9,226,000	4,232,000		118,000	

2. 平成26年度寄付の受け入れ状況

(1) 個人の寄付者の方々

小 寺 久 枝 様 北海道 上川郡 新得町
山 下 政 俊 様 北海道 苫小牧市
菅 野 紘 様 奈良県 奈良市
沢 口 忠 義 様 宮崎県 日南市
匿 名 千葉県 佐倉市 以下 3,933 名

※氏名等の個人情報の掲載につきましては、ご本人に了解を得ております。

氏名等の公開を希望されていない方につきましては、「匿名」で掲載しています。

ふるさと納税制度を通じて寄付された方につきましては、氏名の掲載はしておりません。

寄付金額につきましては、掲載しておりませんのでご了承願います。

(2) 寄付者からのメッセージ

○毎月新得町の広報をお送りいただき、新得の様子を知ることができ楽しみに、又懐かしい思いで拝読させていただいております。

3. 寄付による事業の実施状況

(1) 平成26年度の事業

「街並みの美化、景観形成等に係る事業」として、基金の一部を処分し、並木づくりのための植栽を実施しました。

① 業内容

植栽日時：平成26年10月31日（金）11：00～

植栽場所：屈足緑町西1丁目（緑町広場周辺）

植栽本数：エゾヤマザクラ 13本

参加者：新得町内の小学校36人

②寄付金充当額

いただいたご寄付のうち、苗木代として500,000円を活用させていただきました。

(2) 平成27年度の事業予定

いただいたご寄付を充てて、平成27年度中に実施を予定している事業は次のとおりです。

○植栽事業

①事業内容（予定）

植栽時期：11月上旬

植栽場所：西2条南1丁目（新得小学校グラウンド北側）

植栽樹種：エゾヤマザクラの植栽

参加者：新得町内の小学校1年生

②寄付金充当予定額

いただいたご寄付のうち、500,000円を苗木代として活用させていただく予定です。

(3) これまでに実施した事業一覧

年 度	事業内容	寄付金活用額
平成20年度	屈足西1線植栽事業 アズキナシ50本	1,232,000
平成21年度	屈足西1線植栽事業 アズキナシ70本	750,000
	開拓110周年記念植樹（二条公園） 桜15本	250,000
平成22年度	佐幌川公園内植栽事業 ヤマモミジ30本	500,000
平成23年度	サホロリバーサイド植栽事業 イチョウ38本	500,000
平成24年度	栄町緑地内 エゾヤマザクラ14本・ヤマモミジ14本	500,000
平成25年度	本通北6丁目 エゾヤマザクラ14本・ヤマモミジ14本	500,000

ふるさと思いやり基金の概要

1. ふるさと思いやり基金の目的

豊かな自然環境の維持保全と資源を活かした町づくりを進めるにあたり、新得への想いをもち、また共感する方々から寄付を受け、これを財源に特色あるふるさとづくりと協働の町づくりを目指すことを目的としています。

2. 寄付の使い道

お寄せいただいた寄附金は、次の事業に使われます。

- (1) 森林、水資源等環境保全事業
- (2) 街並みの美化、景観形成等に係る事業

3. 寄付の申し込み方

- (1) 寄付をしようとする場合は、「寄付金申込書」を提出していただいております。(町ホームページからダウンロードできます。) F A X、Eメールでご連絡ください。また平成26年9月から町ホームページ(ふるさと納税のページ)のフォームからインターネット経由で申し込むことも可能となりました。インターネットをご利用できない場合はお電話いただきますようお願いいたします。
- (2) 寄付金の額(一口〇円)の設定はしておりません。
- (3) 申し込みの際は、事業を指定してください。なお、指定の無い場合は、新得町長が指定するものといたします。
- (3) ご申込みを確認した後、当町から「案内文書」、「払込取扱票」を郵送いたします。
- (5) 寄付金の払い込みは、同封する「払込取扱票」に住所氏名を記載のうえ、お近くの郵便局でお願いします。

4. お問い合わせ先

ふるさと思いやり基金に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

〒081-8501

北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地

新得町役場地域戦略室地域戦略係

TEL: 0156-64-0521 (内142)

FAX: 0156-64-4013

E-mail: chisen@town.shintoku.hokkaido.jp

ふるさと思いやり基金については、新得町ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス: <http://www.shintoku-town.jp>

ふるさと思いやり寄付条例及び施行規則

1. ふるさと思いやり寄付条例

平成19年3月19日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、新得町のもつ豊かな自然環境を後世に継承していくとともに、秘めた資源を活かしたまちづくりを進めるにあたり、ふるさと新得への想いをもち、また共感する人々からの寄付金を財源に、その意志を具体化することによって特色あるふるさとづくりと協働のまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化する事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 森林、水資源等環境保全に係る事業
- (2) 街並みの美化、景観の形成等に係る事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるため、寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するために、ふるさと思いやり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄付金の指定等)

第4条 寄付者は第2条各号に規定する事業のうちから、自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

- 2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち、前項に規定する事業の指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて、町長が事業を指定するものとする。
- 3 町長は、前項の指定を行った場合は、寄付者にその内容を報告しなければならない。

(寄付者への配慮)

第5条 町長は、基金の積み立て、管理及び処分、その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

- 2 寄付者は、自らの意向により指定した事業に参加することができる。

(基金への積み立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された寄付金の額及び基金から生じる収入をもってこれに充てる。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第10条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2. ふるさと思いやり寄付条例施行規則

平成19年3月30日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと思いやり寄付条例（平成19年条例第3号。以下「条例」という。）による基金の積み立て、管理、運用及び処分に関し必要な事項を定める。

(寄付金の受入れ等)

第2条 寄付金は、寄付の申し込み（様式第1号）又は募集により受け付けるものとする。

2 町長は、寄付の申し込み又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受け入れを拒否し、若しくは收受した寄付金を返還することができる。

3 町長は、前項に規定する取り扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄付金台帳の作成)

第3条 町長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第2号）を作成しなければならない。

2 町長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄付者への報告)

第4条 町長は、条例第9条に規定する基金の処分を行った場合は、当該基金の事業への充当結果を寄付者に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式 (省略)